

蔵増地域 市長タウンミーティングの提言に対する対応状況

令和8年8月20日開催

No. 1 **職員の名刺に対しての考え方について**

総務課

No. 2 **地域福祉の充実について**

社会福祉課、保険給付課、子育て支援課、生涯学習課

【フリートーク】

買い物難民・交通難民の解消について

蔵増地域 市長タウンミーティングの提言に対する対応状況

令和8年8月20日開催

No.	1	標 題	職員の名刺に対しての考え方について
所 管 課 等			総務課
《市民のこえ》 市役所の各部署へ相談に伺うと、担当の方から氏名章を提示されますが、後日再度の相談したい時に、前回対応いただいた部署や担当者の氏名がわからなくなり、話がスムーズに進まないことがあります。 以前は名刺をいただくことが多かったので、すぐに担当の方につないでもらうことができました。 職員の名刺は自己負担で用意していると聞いたことがあります。例えば、名刺代の一定額までを自己負担とし、差額は市の予算でカバーできれば、職員の方も気兼ねなく相談者に名刺を渡すことができ、その後の相談対応もスムーズに進むのではないかと考えますが、市の考えはいかがでしょうか。			
＜回答及び対応状況＞ 市職員の名刺については、部署や担当事務によって使用頻度の差が大きいため、調達方法は職員個々人の裁量に任せています。デザインや紙質にこだわりのある職員の中には、自費で印刷会社等へ注文している者もありますが、厚紙等に印刷し使用している者もあります。 窓口対応等で毎回名刺をお渡しするということは想定していないため、御提案のように名刺代を市の予算から支出するという対応は現在のところ考えておりませんが、必要な場合にはメモ等で担当者名をお渡しするなど、継続性を持ったお客様対応ができるよう心がけていきます。			

No.	2	標 題	地域福祉の充実について
所 管 課 等			社会福祉課、保険給付課、子育て支援課、生涯学習課
《市民のこえ》 蔵増地域社会福祉協議会では、市立公民館の「図書・談話室」の一面に公民館喫茶「蔵」 のセルフ喫茶コーナーを開設しました。 これは、公民館来訪者の「語らいの場」をつくることで、高齢者の交流や地域参加を促すことに繋がるのではないかと考え企画したのですが、喫茶コーナーを維持・管理する業務については「開設者の協議会が担当すべきもの」と言われてしまえば実現できない企画でした。 しかし、公民館としても来訪者へのサービス向上に繋がることから、公民館長の英断により、備品や消耗品は協議会が整備し、その管理については公民館の通常業務に支障のない範囲で公民館が担当することになったところです。 また、eスポーツを活用した「蔵増いなほっこ児童クラブ」との世代間交流も、放課後児童健全育成事業と重なる可能性があり、公民館の活用に支障がないか気になりましたが、これについても、それぞれの分担を確認し実現に至ったところです。柔軟な対応をしてくださった公民館に感謝します。			

蔵増地域 市長タウンミーティングの提言に対する対応状況

令和8年8月20日開催

地域福祉活動は年々参加者が少なくなるなど、運営が難しくなっています。他の地域でも同様の状況の改善・解消のために様々な工夫をしていることと思いますが、その情報を共有する機会がなかなかありません。ぜひ市から他地域の情報提供や事業へのアドバイスをお願いしたいと思います。

さらに、eスポーツを活用した世代間交流事業は、市社協の「地域カフェ推進事業」として実施するため、参加する高齢者には福祉バスの利用が可能となっています。しかし、市立公民館の高齢者対象事業「蔵増いきいき教室」では、「天童市福祉バスの運行に関する基準」に「公民館に関する事業」や「児童クラブに関する事業」には利用できないとあるため利用できません。

老人会や婦人会といった地域の基盤となる組織が消えていく中で、地域交流や福祉活動を目的とした事業の実施は年々難しくなっており、特に、蔵増のように嘱託区が広域に分散している地区では、こうしたことが壁となり新しい企画を生む力も削がれることとなります。

社会教育法に基づく地区公民館の事業、社会福祉法に基づく福祉活動、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業といった違いがあり、それぞれに所管や予算区分も違うため、これらを繋ぐ形での活動は難しいところですが、市においては、各事業の目的や内容に基づいて運用や解釈の幅を広く捉えるなどにより、所管の壁を越えた柔軟なサポートをお願いします。

＜回答及び対応状況＞

地域福祉活動をはじめとして様々な情報を共有・交換することは大変重要なことと考えています。「市でこんなことができるのではないか。」というアイデアがあれば、ぜひ御提案くださるようお願いします。

また、福祉バスについては、総合福祉センターとはな駒荘の利用団体が優先して利用できる「敬老号」と、幅広く福祉団体が利用できる「福祉号」がありますが、より有効に皆様から活用いただけるよう、基準の改正も含めて検討しているところです。